

# 事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 [zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp](mailto:zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp)

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

248 号

2024 年 1 月 29 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

千駄ヶ谷社教館文化祭が開催されます。

地域の様々な団体やサークルなど、社教館を楽しみ、学びの場として利用する人々の活動発表、交流のための集まりが毎年行われています。

東洋医療の普及を目的に、あん摩マッサージ指圧治療を行う「NPO 法人東洋医療を考える会」の活動への理解を得てきました。文化祭にも積極的に参加し、毎月 1 回のボランティア治療にも引き続き取り組んでいきたいと思ひます。

体験治療の中で、はり・きゅう治療、あん摩マッサージ指圧治療の効果、健康保険での受療や制度の改善について、知識の普及を進めたいと思ひます。

2 月 11 日 (日)

午前 10 時～午後 3 時、

ボランティア治療を実施いたします。みなさまのご協力をお願い致します。

NPO 法人東洋医療を考える会

山口充子

令和5年度  
千駄ヶ谷社教館  
文化祭

2024.2.10(土)/2.11(日) 10:00-16:00

～「千駄ヶ谷社教館 文化祭」は、利用団体による活動発表の場です～  
練習の成果の発表 制作物の展示や活動の紹介 活動内容を実際に体験

演技発表 展示発表 体験

詳しくはコチラ

# 会員の皆さんへ

副代表理事 橋本利治

あけましておめでとうございます。

昨年は会のイベントとして総会後に芦野純夫先生の講演会を実施しました。テーマは『施術者は医業類似行為をしてはならない』。施術者のための“鍼灸マッサージと医業類似行為について”でした。

今まで私たちの施術業は「医業類似行為」とされてきましたが、それは違う。法的にも医業の一部と規定されている、このことを戦後の厚労省の公式文書の発掘からそれを根拠に解説されました。その厚労省発刊の解説文冒頭に当時の保険局長・東龍太郎がこの解説書の意義を述べられていてこの本を一層公式なものであると裏付けています。そしてこの解説書が厚労省の文書保管庫にあるはずと問い合わせたところ、不存在との回答だったそうです。そこで国会図書館で探し当てたとの事です。この解説書により我々の施術は医業類似行為で無いことが法的にも証明されたのです、しかし厚労省の見解は今も「狭義の医業類似行為」としてその見解は変わっていません。

私たちのこれからの運動をここを焦点として進めていく、厚労省にまずこれを認めさせるしかないのではないかと考えています。もしこれを認めれば「医師の同意書問題」など次につながる可能性が出てきます。この貴重な講演を忘れないためにも講演録を作成しました。これは貴重な資料として保管していますので事務局へ問い合わせてください。一般販売 1000 円ですが会員価格 700 円（送料別）を設定しましたのでどうぞ手に取って読んでみてください。私にはこれが昨年度最大の私のイベントでした。



---



## 2024年 年頭所感

事務局長 土田斉知

会員の皆さん、新年明けましておめでとうございます！

2024年、今年は辰年です。

龍の様にどこまでも上り調子の一年となる事を願っております。

また、健康が第一です。

人様のお身体を万全に治療するにはまず、自分自身が健康でなければなりません。

健康に留意しつつ皆様方に幸運が舞い込むことを祈願し、挨拶の言葉とさせていただきます。

---



## 研鑽、研修が大切です

### 在宅ケア部へご参加ください

在宅ケア部 山内恵美子


明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

在宅ケア部は今年、部員の大募集を致します。高齢化により部員が激減しております。この状態では、ご期待に沿える活動は困難です。しかし、学び研鑽を積む事は非常に大事です。研修会はいつの時代も必要があると思います。より良い治療や活動をするうえでも学ぶ事は欠かせません。

今年、自分の成長また会員のために力を注ぎたいとの、意欲ある会員の登場を強く願っております。会員の皆さま、どうぞよろしく願いいたします。理事会の皆さま、ご理解とご協力を心よりお願い致します。

当会の更なる発展を祈念しております。

---



## 新年あけましておめでとうございます

理事 村田雅至

令和6年能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。今年は年初から大きな災害が発生しました。また犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表します。

私自身は暮れから正月にかけてインフルエンザに罹り、高熱と関節の痛み 咳 鼻炎と 5 日間ほど何もできずただひたすらに回復に徹するという生活を余儀なく過ごしていました。

普段あまり風邪などにも罹らない方なので改めて健康に動けることに対して感謝を怠っていたことを気づかされる今年のスタートとなりました。

また、目まぐるしい世界情勢の変化や国内をみても政治不信 物価高 高齢化問題や少子化問題等考えさせられることは多く存在しています。その中で自分たちにとって今大切なこととはということについて、ある人の言葉があり、なるほどと思わされましたのでシェアさせていただきます。

分相応に暮らさない、明日への備えを残しておくこと、欲は張らずに分ち合うこと、他人を助けない、いつか他人の助けが必要になるかも知れないこと、よく働き収入を得て生活に必要な物を買うこと、お金には執着しないこと。

当たり前のように聞こえる言葉かも知れませんが、私自身、今年の心構えとして日々やっていたらと思います。辰年の 2024 年、皆様にとって健康で飛躍の一年となりますようご祈念いたします。

今年もどうぞよろしく願い申し上げます。



## 令和 6 年 新年を迎えて、今年の抱負、思う事

清水鏡晴（きょうせい）

今年をご存知のように新年 1 日に能登半島で大地震が起きました。新年の団らん時間帯に震度 7 という強度の揺れで壊滅的な被害を受けました。

翌日 2 日は羽田空港で海上保安庁機と JAL（日本航空）機が衝突するという痛ましい事故が起きました。正月早々大地震に大事故という波乱の年明けでした。政治の世界も混乱しているので令和 6 年は超波乱の幕開けでした。

私自身は昨年 1 月は超波乱でした。突然の発病で 1 月 3 日に緊急搬送、意識も無くなり危篤状態でした。ECMO（エクモ）治療を受けました。「人工肺とポンプを用いた体外循環回路による治療」を ECMO と呼びます。人工呼吸器や昇圧薬など、通常の治療では救命困難な最も重症な呼吸・循環不全患者に対し、治癒・回復するまでの間、呼吸と循環の機能を代替する治療法です。僕は重症で呼吸不全や循環不全の病態でした。約 1 か月意識がなく生死の淵をさまよいました。

辛うじて意識がもどり、身体も徐々に回復に向かいました。お陰様で現在はボチボチ仕事を再開出来るほど回復しました。

今年の抱負と聞かれれば当然のこと、身体を以前のように戻すことです。日頃は患者さんに健康に注意とか言っていましたが、自分自身が対象になるとは思ってもみませんでした。現在

は健康保険によるマッサージ治療と鍼灸治療を毎週受けています。ここまで重症になると保険治療は必須ですね。1年近く仕事を休んだ状況では実費治療は厳しいです。

自分の経験からも社団の保険運動を地道に皆さんと取り組んで行きたいと思いました。

皆さんも健康に留意しながら鍼灸治療やマッサージ施術に頑張ってください。



## 2024年 新年会開催



去る1月14日(日)、新宿のホテルローズガーデン アネックスにて、一般社団法人 鍼灸マッサージ師会の新年会が4年ぶりに開催されました。来賓4名を迎え、参加者約20名と、小規模ながらもごやかで充実した会となりました。

### 清水 一雄 代表理事 あいさつ

今年は元旦に能登半島で地震があり大きな被害が出ていまして、大きな声でおめでとうと言いつらいのですが、コロナの影響があり久しぶりの新年会です。しかし、まだ不安の声もあり、過去ずっとやってきた中で今回が一番参加者が少ないかなと思います。そんな中でも本年の活動に繋げて盛大に行いたいという思いがあります。皆さん楽しく、できるだけ懇親を深めていただきたいと思います。



療養費の支給について厚労省の案が出ています。見てみますと、特にマッサージの制約が沢山入ってきて、ややこしい条件が多いとみています。現在はマッサージが1部位から5部位、関節を動かす変形徒手矯正術が4肢ありますが、今回の案は施術料金を包括化する考えです。今はマッサージの場合は1部位なら1部位、5部位なら5部位で料金が変わって来ますが、これを1部位であっても5部位であっても料金を包括化し、変わらない料金にしようという考え方です。

現在、統計によると、5部位で請求している人が7割なので、その方たちは改定されれば間違いなく金額が減る事が予想されます。1部位で請求している人は比率的に少ない。このような療養費の支給の切り下げがマッサージにしても変形徒手矯正術にしても示されています。施術料が下がるのは大きな問題だと考えています。

これから正式に決まるまで色々な案が示されてくると思いますが、問題なのは同意書を簡略化するという流れには行っていないことです。医師の同意に基づくという一文が必ず入ってきます。これを変えなければなりません。会としても対処すべき点をしっかり対処しながら、色々な働きかけを行い政治家を通じて等進めて行かないといけません。

せっかく平成31年から「あはき」の受領委任払いが始まりましたが、一部保険者裁量による償還払いがおこなわれ、特に企業の健康保険組合の償還払いは増えており、なかなか支給さ

れないケースが増えています。会員さんと一致団結して今年も進めて行きたいと思います。今年もよろしくお祈いします。

## NPO 法人 東洋医療を考える会 理事長 山西 俊夫 様



明けましておめでとうございます。NPO 法人 東洋医療考える会 理事長を務めています山西俊夫と申します。

私は群馬県渋川市で、小企業ですけれども会社を経営する立場にありまして、日曜日の昼ごろ町田を発って渋川に向かい、金曜日の夕方まで会社の業務をしています。

私が東洋医療にお世話に成ったのはC型肝炎を発病した40歳の時でした。それが現在78歳でまだ現役を続けさせて頂いています。それは常日頃の東洋医療のお陰であると考えています。

さて、後期高齢者の問題ですけれども、来年の2025年には団塊の世代（第一次ベビーブームの世代1947年から49年に生まれた方）が全て後期高齢者になる年です。約2200万人を超えるとして、国民の4人に1人が75歳以上という超高齢社会に突入するという事をインターネットで見て、これは問題だなというのと同時に、これはいよいよ東洋医療の出番じゃないかなと感じています。何故ならば、国は病院から在宅へというビジョンを掲げているようで、2025年の問題として、自助努力、民間による地域支援にシフトして、自分が出した策を実行することが必要になるという風に言っております。

これが2040年問題になると更に大変になります。という事は、すでに国は社会保障費だけでは賄えません。ギブアップです、と今から宣言していると捉えています。すでに対策として、生涯現役社会をスローガンに掲げ、定年延長、就職支援を勧めています。そして厚生労働省の目標に健康寿命の延伸というのがあります。

そこでいよいよ東洋医療が見直される時に来ているのではないか、これからますます東洋医療に対する考え方が変わって行くべきではないか、と確信する次第です。

マクロ的に見ますと、我々の努力で東洋医療を利用する時が必ず来ると確信し、本日のご挨拶とさせて頂きます。

## 一般社団法人 日本保険鍼灸マッサージ師会 代表理事 藤岡東洋雄 様

明けましておめでとうございます。本日はお招きいただきありがとうございます。

我々みな営業が厳しいか、あるいは健康保険で営業するのが少なくなってきたという状況があると感じ、根本から変えて行かなければいけない大事な



時期に当たっていると思います。

鍼灸やあん摩マッサージ指圧などの東洋医療は、西洋医療では限度がある場合の殆ど全ての科に渡って対応が出来る有効な手段です。しかし、鍼灸では健康保険で支払われる金額が 1550 円位で、治る治療を行っていくのが難しいため、実費をプラスしている人が殆どです。一般国民の皆さんには、結構高額なものとなります。柔整や西洋医療の場合なら一回、せいぜい 200 円か 250 円、鍼灸ならその 10 倍から 20 倍、30 倍の値段となり、それではとてもじゃないけどなかなかいけないというのが現状です。

それは国の保険制度の問題です。鍼灸・あん摩マッサージ指圧治療が現物給付で扱われてないところに問題があります。健康保険法によれば全て現物給付すると書いてあるのに、なぜ鍼灸マッサージだけ現物給付されないのか。それは国が違法行為をしているのであります。それを国民や鍼灸マッサージ師など業界の人含めわかってない、理解していない人が多いのです。

東洋医療、鍼灸、あん摩マッサージ指圧治療は西洋医療と同じ医療と扱われるべきものと私は考えています。西洋医療が現物給付されていなら、東洋医療も現物給付されるべきです。事実、会計構造もその様になっているからです。何故受領委任になったのかということ、現物給付にしないという風に国がしている訳です。通知と詭弁、大きな国家権力で現物給付を阻止しているという風に私は見えています。この詭弁になかなか皆さん気が付いていない為、運動しようなどという発想がなかなか出てこないのだと思います。

鍼灸・マッサージを現物給付で受けられることは当然の国民の権利だという風に私は思っています。その現物給付を奪われているのが現状なのです。日本の憲法 12 条は、「国民に保障する自由と権利は不断の努力でもってこれを保持しなくてはいけない」と言っています。現状は権利を奪われているわけですから、権利を取り戻すという事になります。国はありとあらゆる手段で現物給付を阻止してきます。しかし、私たちは負けないう皆で力を合わせる必要があります。本気で勝負したら勝てるだろうと私は思っています。最後まで、勝ち取るまで頑張るべきだと思います。

## 顧問弁護士 宮原哲郎 様



明けましておめでとうございます。

皆さんの意見を事務局通信などで拝見しています。医業類似行為の事を一貫して議論していると思いますが、皆さんの中では決着した問題だと思っていると思います。誰が考えても鍼灸・あん摩マッサージ指圧は身体に対する侵襲を伴う行為ですので、医療行為とはっきりしています。医師の医療が一部解除されている、という事も法律上ははっきりしている事ですし、実態からみてもその様な事になると思います。

ただ、法律の解釈は非常に難しく、色々なレベルがあります。例えば立法した時の解釈、これを立

法事実と言いますが、当時の解釈、その後さまざまな状況の変化で解釈が変えられたりします。

更に解釈をする人が行政、国会、或いは裁判所という公権的解釈、公の解釈は立法事実とは違う所にあるのです。また、国民の意識、これも法律に大きく影響しますが、これも重要な要素だと思います。

簡単な例を挙げますと憲法9条平和条項です。平和条項が出来た戦後は明確に軍隊を廃止し防衛力は持たない、そういう条項の解釈は国民も政府も国際的にも共通の認識でした。しかしそれが残念ながら自衛隊が作られ政府の解釈を改良し、必要最小限度の防衛力は認めると、つまり、自衛隊を防衛のために持つことは許されるのだと、それまではあらゆる軍隊を廃棄すると言っていたが変わっていったわけです。海外派兵はしない。アメリカ軍と一緒に戦うなどをしないなど、これまではそれを最小限度の防衛力と言っていましたが、最近、それが大きく変わって集団的自衛権は認める、アメリカと一緒に海外で戦うという事までも憲法で認めている、という風に公権的解釈も変わってきています。

立法した事実それだけではなく、その後の色々な状況によって、少なくとも行政側により公権的解釈を変えられてしまうという事になるのです。医療行為、医業類似行為についても同じような事が起こっていると思います。

それを変える唯一の手段は国民の力なのです。身体に侵襲を与える鍼灸・あん摩指圧マッサージ治療は医療行為である事、医師等による医療独占から排除されている事を行政は認めてないですけど、それを認めさせるのは国民の力です。

憲法9条も同じですね。国民の力によって支えられているので、これまで変えられないできているのです。そういう意味で国民の中に鍼灸の実態をなるべく多くの人に伝える事、そして鍼灸が国民の重要な医療の一端を担っている事、その認識を上げる事、それがすごく大切な事なのだと思います。それによって国民の意識が変わったり変えられたりする。そして、それが行政や立法、裁判所に影響すると思います。

署名問題等については前回の総会等でもいろいろ議論が出ていましたけれども、署名は私たちの経験で言うと2年くらいですね。効果があるのは、2年以内に集めきれないと署名というものは殆どその意味が無いものになってしまいます。したがって署名をいつまでも続けることが適切かについて、または、何故、広がらなかったかについてきちんと反省し総括して、次のステップ、次の方法、国民の中にきちんと鍼灸の実態を広げる方法を新たに考え直す事が必要なのではないかと思います。

ちょっと辛口の言葉を申し上げましたけれども私の挨拶とさせていただきます。

## ちよだ税理士法人 代表（公認会計士・税理士）尾関 純 様

初めまして。ちよだ税理士法人の公認会計士・税理士の尾関と申します。どうぞ宜しく願い致します。昨年の10月からご縁がございまして鍼灸マッサージ師会の顧問をさせて頂いています。事務所は靖国神社の鳥居の前の九段にございまして、公認会計士2名、税理士3名その他専門職合わせて合計10名で業務を行っています。主な業務内容としましては、法人のお客様の税務会計、給与計算、記帳代





行、個人の方の所得税、相続税、確定申告などをやらせて頂いています。また、会社のM&Aの財務調査などもやらせて頂いております。

昨年の10月から消費税のインボイス制度というものが導入されまして、いろんな会社に大きな影響を与えている制度ではありますが、多分一番影響あるのは、今まで消費税を申告していなかったいわゆる免税事業者の方々がどうしたら良いだろうという事で悩まれた点だと思います。

その免税事業者のお客様が例えばBtoC(企業が一般消費者を対象として商品やサービスの提供をおこなうビジネス形態のこと)の取引ですと、あまり消費税は関係ありません。しかし、免税事業者がいわゆるBtoB(企業が他の企業を対象として商品やサービスの提供をおこなう企業間取引の事)の取引の場合、お客様が消費税を控除できないため、売った方が消費税が控除できないというややこしい制度ですので、今のまま、免税事業者のままですと取引先から排除されるのではないかという不安を持たれたと思います。そのため課税事業者になった方が良いと考えられた事業者が大半だと思うのです。昨年9月末までの状況ですと免税事業者は400万件超の事業者がありましたけれど、9月末以降、課税事業者に転換した所が約10%強ありました。

間もなく3月に確定申告が始まりますけど、課税事業者になるという方もおそらく出るかと思います。

前回の甲辰の年は1964年、昭和39年東京オリンピックが開かれた年で、東海道新幹線が開通した年であり、日本は戦後の復興を大きく遂げた事を世界に大きく印象付けた年だという事でした。

今年も丁度、2024年コロナ禍を脱しましたので、今まで閉じていたものが大きく花開く年となるのではないかと思います。

一般社団法人鍼灸マッサージ師会の多くの方々にも是非チャレンジし、大きな成功を成し遂げて頂きたいなと思います。私どもはお客様と弊社事務所と一緒に作業を進めさせていただき、共に成長するという事をモットーとしております。一般社団法人鍼灸マッサージ師会の皆様にもご活躍いただき、共に成長したいと思っております。どうもありがとうございました。

## 新年会では歌や演奏を披露していただきました！



中野郁雄さん

五木ひろし『二人の旅路』や美空ひばりの『裏窓』など、アンコールを含め全部で5曲披露していただきました。

健康の秘訣は毎日続けられている真剣(しんけん)にあるそうです。また、声をお腹から出す事も健康に良いですね！

今度は真剣の形を是非、披露してください！

清水鏡晴さんの奥様(ギター)Aさんと  
 キーボード担当のOさん  
 お二人には会場を盛り上げていただくためゲストと  
 してご参加いただきました。  
 アニメ 鬼滅の刃の主題歌、LiSAの『炎(ほむら)』や  
 DISH//の『猫』など令和のヒットソングを披露して  
 いただきました！素敵な演奏と歌をありがとうございました！



石原 則子さん  
 特技の詩吟を披露していただきました。  
 石原先生は7年以上詩吟教室に通っておられ、  
 しっかりとした声が会場に響き渡り圧倒されま  
 した。  
 来年の新年会でも是非吟じてください！

左から高橋養藏さん、岩下幸卯さん、清水一雄さん、  
 清水鏡晴さん、石原則子さん、土田仁さん  
 理事6名による谷村新司の『昴』を合唱していただ  
 きました。  
 お面や派手なカツラを付けて登場し、会場は笑いに  
 包まれていました！



事務局の皆様  
 旧年中は大変比世話減りました。  
 申請書を細かくチェック頂き、  
 本当に助かりました。  
 鍼灸マツダージは大規模に営業を  
 されて比られる方は少ない様じ。  
 街を歩けば国家資格の無い整体や  
 リンサーマシン、足つぼ等の店舗が  
 大々的に営業をしております。  
 又接骨院も以前とは異なり、鍼灸  
 マツダージを取り入れているところか  
 圧倒的に多く見受けられます。  
 鍼灸マツダージのみで営業をしよう  
 人にとりましては誠に厳しい状況と  
 思っております。  
 本年が本会及び会員各位にとりまして  
 多岐に及ぶと存じます。採心から  
 お祈り申し上げます。  
 令和六年一月  
 中野郁雄

# 街中のヤバい人について考える

松本 泰司



個人情念による正義は半グレ  
エクササイズとよばれます

今日は大殺界か

これは賤だ俺は社会正  
義を行う世直し民間人



いつの時代も危険な人はいる。東京は人が密集し外国人も多い。場所的に踏み入ってはいけない地域も多々ある。リスクゾーンに入るのは極力避けたいが、電車の中で遭遇するのは避けられない。

ある日私は東京駅から中央線に乗った。東京駅は始発なので出発するまでに待ち時間がある。ドア横の端の座席に座っていた。対面の開け放したドアのすぐ外で、携帯に怒鳴っている痩せた30歳位の男性がいた。私は『こいつ、うるせーな』と思いながらずっと様子を見ていたが、ヤバい奴は発車直前に暴言を吐きながら電車に乗り込んできた。

私は目を合わすとまずいなと思い、うつむいて眼を閉じることにした。

その男は私の右真横に立ち私に呟き出した。「見るんじゃねーぞ」「おれの方を見るんじゃねーぞ」とずっとつぶやくのである。私はこの男の方を見たら揉め事になると確信した。頭上から呪詛が続くのでこれは即時入眠をきめるしかない。

つぶやきが止まったと思った瞬間、男が怒鳴った。「なんだこのやろー、俺をじっと見やがってなんか文句あるのか。」「やってやるよ、てめえ」薬物中毒のような男は勢いよく私の対面座席の若い男に向かって叫びながら詰寄っていった。私は『向こうに行ってくれた』とひと安心しながら様子を伺った。

私は怒鳴られ捲し立てられて、沈黙して固まっている若い男と薬中の男の背中を見ながら、こっちに矛先が来たらどうするかなと思った。周りを見渡したら詰寄られた青年以外全員入眠状態だった。

皆な眼をつむるだけでなく呼吸も止めているような無言。男が振り向きそうになり私も再度入眠した。東京から四谷までの時間は長かった。切り付けられたり、劇物をかけられなくて良かった。薬中は四谷で降りたが危険なのは男だけではない。

別な日通勤で中央線上り電車に乗った。同じ車両に30歳半ばの女が乗り込んできた。私はこの女を電車内で何度か見て知っていた。自意識過剰女で、この女の情報を知らない時に女の横に立ったところ、肘を突っ張ってきて排他的域内に『近づくな離れろ』扱いをされた。この時満員電車の中だったが何とかその女と距離をとることが出来て難を逃れた。その圏域バリア過敏女がまた乗り込んできたのだ。

女が電車の奥に行くとき、同じように込み具合を避けて中年会社員が後ろに続いたところ女が叫んだ。「私の後をついてこないで！私はあなたが後をずっとつけているのを知っているのよ。」車内は凍り付いた、誰一人話し声のない時間。私はこのヤバい女から離れていたのが無事新宿に到着出来た。

街中も安全とはいえない。以前私はAさんという30代前半の小柄な女性を治療していた。その方は大学卒業後に交通事故で下半身不随になっていたが、事故に合う前の元気なころ新大久保を一人で歩いていた。突如マンションの影から男が飛び出してきてAさんを担ぎ上げて、マンション内に連れ込こもうとした。Aさんは大学でラクロスの選手をしていた。小柄だが俊敏であり男の肩の上で暴れて逃げ出すことが出来た。ヤバい奴はどこにでも出没します。毛を拭いて傷を求める行為をしなくても災難はやって来ます。その時周りの人があなたを助けてくれるとは限りません。日本は自助の国です。

## 【海江田万里の政経ダイアリー】2023. 12. 27号

### ●永田町の今年の漢字は「裏」

日本漢字能力検定協会が国民投票によって選んだ今年の漢字が「税」になったことは多くの皆さんの知るところでしょう。もし、協会の選考の期日が、もう少し遅かったら、今年の漢字は自民党派閥の政治資金パーティーの裏金問題から「裏」になったのではと考えるのは私だけではないはずです。

永田町の議員会館には、裏金疑惑で、さまざまな噂が飛び交い、安倍派の重鎮の事務所があるフロアには何ともいえない重い雰囲気が漂っています。

年明けの通常国会は、例年であれば今ごろには、召集日が決まっているはずですが、今年は1月に召集できるか不透明です。1月早々に国会を召集すれば、国会開会中の議員には「不逮捕特権」があることを狙ったものだと批判を浴びるので自民党は、捜査の行方が定まらないうちは国会召集日を決めきれないでしょう。

岸田総理は「政治資金規正法」の部分的見直しで反省の姿勢を示そうと考えているようですが、一番の問題は法律を作る立場の人間が、承知の上で法律違反を行ったことです。これでは政治家が国民の信頼を失うのは当然です。現に裏金問題が発覚してから行われた首長選挙や市議選挙では投票率が下がっています。

### ●「政治資金規正法」と「政治資金規制法」の違い

「政治資金規正法」の見直しで、先ず、行うべきはその名称と内容の抜本的な変更です。「政治資金規正法」は政治資金を「規正」する法律で、「規制」する法律ではありません。

ちなみに、『広辞苑』では「規正」は「悪いところを正しく直すこと」とあり「規制」は「おきて、きまり、規律を立てて制限すること」とあります。「規正」では、これまで多くの政治家の闇献金が明らかになっても「単純なミスで記載漏れがあったから訂正した」との言い逃れが可能になっています。

また違反がバレたとしても罪に問われるのは、会計責任者であって、政治家本人ではないことも、「政治資金規正法」違反に無自覚な政治家を生む要因になります。政治資金の実務では、私が知る限り、会計責任者は資金の動きを必ず政治家本人に報告します。政治家が何十万円、何百万円の入金についてまったく知らないということはありません。

もっとも、現行の「政治資金規正法」においても、政治家が会計責任者と「共犯」関係になれば政治家に罪が及ぶこととなりますが、『共犯』関係を立証するにはさまざまな困難があります。そこで「政治資金規正法」にも「公職選挙法」と同様の「連座制」を適用するか、政治家本人を会計責任者にすべきでしょう。

「政治資金規正法」の見直しとは別に、自民党は「派閥」を解消すべきです。たしかに政治家に限らず、人が仲間を募って行動することは自然のことかも知れませんが、現在の自民党の「派閥」のようにそろってそれぞれの資金集めのためのパーティを開き、大量の資金を集め、キックバックを行うような組織は他のどこにもありません。また、大臣や副大臣、政務官の選任に際し、派閥が推薦の名簿を出すことも異常です。こうした「派閥」は、即刻解消すべきです。百歩譲って議員が会費を出し合って作る「政策集団」を存続させるにしても、パーティを主催することは止めるべきです。

新しい年を前に暗いテーマになりましたが、この問題を根本的に解決しない限り、日本に明るい未来はないと思い敢えて取り上げました。皆さまどうぞ良い年をお迎えください。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

## R6年1月

1	月	
2	火	冬期休暇(12/29~R6/1/3)
3	水	申請書〆切
4	木	
5	金	申請業務
6	土	
7	日	
8	月	成人の日
9	火	
10	水	事務局通信投稿締め切り
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	理事会(10:00~12:00)・NPOとの懇談 新年会(13:30~16:00) 場所:ホテルローズガーデン新宿
15	月	事務局会議(13:00~15:00)
16	火	
17	水	
18	木	NPO 体験マッサージ(13:00~) 国民の会役員会(18:30~20:30)
19	金	ウーベル保険 R6年2月加入申し込み締め切り
20	土	
21	日	
22	月	理事会 集中審議(17:00~19:00)
23	火	
24	水	
25	木	第30回あはき療養費検討専門委員会(17:30~19:00)
26	金	編集会議(13:00~13:30) 保険部会(19:00~21:00)
27	土	
28	日	
29	月	支給明細などの発送
30	火	
31	水	療養費の振り込み

## R6年2月

1	木	
2	金	
3	土	申請書〆切
4	日	NPO 理事会(13:30~)
5	月	申請業務
6	火	
7	水	
8	木	
9	金	事務局通信投稿締め切り
10	土	
11	日	千駄ヶ谷社教館文化祭 体験マッサージ(10:00~15:00) 建国記念の日
12	月	振替休日
13	火	
14	水	
15	木	国民の会役員会(18:30~20:30)
16	金	
17	土	
18	日	
19	月	事務局会議(13:00~15:00)
20	火	ウーベル保険 R6年3月加入申し込み締め切り
21	水	
22	木	
23	金	天皇誕生日
24	土	
25	日	ケアマネ会議(13:30~)
26	月	
27	火	支給明細などの発送
28	水	
29	木	療養費の振り込み

※国民の会:健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO:NPO 法人東洋医療を考える会